

# 業務ニュース名古屋

## サービス労働を強要したCACT・車携機での出場報告について議論！

9月定期訓練において、運転士・CAST、車掌・車携機を用いた出場報告について説明がされ試使用が開始されました。。どうてい労働時間内に行えるものではなく、労働時間外に行わざるを得ない実態が明らかになりました。名古屋地本は、申第2号「運転士・車掌に対する出場報告について」申第5号「運転士・車掌に対する出場報告について その2」の申し入れを行い、11月30日に業務委員会が開催され会社と議論しました。  
回答と主な議論については以下のとおりです。

### 《申し入れと回答申第2号》

1. 運転士・CAST、車掌・車携機を用いた出場報告について、その詳細を明らかにすること。

【回答】 出場時刻の誤認や意識低下に伴う出場遅延を防止するため、乗務員の出場状況を把握する機能の新設を検討している。

2. 予定している試行は中止すること。

【回答】 すでに予定していた試行は終了し本運用に向けて内容を検討している。

### 《申し入れと回答申第5号》

1. そもそも、出場報告を行うことは業務か否か明らかにすること。

【回答】 本試行期間に出場報告を行わせたのは業務指示である。

2. 試用期間中における出場報告について、労働時間に報告された場合と労働外時間に報告された場合について、その両者割合を明らかにすること。

【回答】 試行期間内における割合について明らかにする考えはないが、試行期間で得られた結果を踏まえて本運用に向けて検討している。

3. 出場報告された時刻について、試使用期間中の労働外時間に食い込んだ時間について明ら

かにすること。

【回答】 一人一人の作業時間を明らかにする考えはないが、試行期間で得られた結果を踏まえて本運用に向けて検討している。

4. 労働外時間の性格について、労基法 34 条に定める休憩時間と等しく自由使用が認められた時間と考えるがどうか。会社の見解を明らかにすること。

【回答】 労働外時間は、いわゆる休憩時間と認識して貰っても差し支えない。ただし、休憩時間中の外出については就業規則第12条に定めているとおりである。

5. 出場報告は準備報告時間にて行うべきである。準備報告時間の変更はあるのか明らかにすること。

【回答】 本運用の仕様については、試行期間の結果を踏まえて現在検討中である。

6. 試使用であろうが労働実態に変わりはない。労働外時間ででの出場報告に対しては超過勤務として取り扱うこと。

【回答】 乗務員には労働外時間終了後に業務開始ボタンを押下するように管理者から訓練等で指示しており時間外労働とする考えはない。

#### 《主な議論》

組合:誰が出場状況を把握したいのか。

会社:把握するのは当直であり、乗務員自身である。

組合:乗務員自身が報告する方式ではなく、乗務員に知らせるようには考えなかったのか。

会社:乗務員には行路表で知らせている。

組合:この作業は、乗務員の負担になるとは考えなかったのか。

会社:考えなかった。操作するボタンもそれほどない。

組合:負担になった。これまで乗継時刻等を確認し所定時間に出場できるように計算してきたが、今回の施策は出場報告時刻を気にしなくてはならなくなり乗務員個々のルーティーンが崩された。

会社:リズムを見ない訳ではない。

組合:実際、乗務員がCASTをどのように扱っているのか理解していないのではないか。乗務終了後、どの様な扱いをしているか知っているか。

会社:、、、

組合:CASTのバッテリーの持ちが悪いからスリーブにするのだが。

会社:スリーブにすることは知っている。

組合:スリーブから立ち上げ、直ぐに出場報告のため操作するとエラーになる事はどうか。

会社:それは、初めて知った。

組合:理解していないから労働外時間終了後の1分でできるなどと言えるのだ。スリープ状態から立ち上げ直ぐに操作すると、ほぼエラーとなる。

会社:現場の意見を聞いている最中である。

組合:意見を聞かない職場や当直から電話した回数をチェックする職場もある。把握しているのか。

会社:適切にしている。

組合:車携機はもっと時間がかかる。

会社:話は承る。

組合:出場報告を行うことで、どれ程の効果があると考えているのか。

会社:36件ある出場遅延が半分位防げると思う。

組合:出場遅延防止のみにこだわり掘り下げるとバランスが崩れ弊害が起こる。

会社:バランスは重要と認識している。

組合:出場報告を怠り当直から電話され慌てさせて労災に繋がるとは考えなかったのか。

会社:落ち着いてやりなさいと伝えるように現場に指導している。

組合:本運用はいつからなのか。

会社:検討中である。

組合:検討している内容は言えないのか。

会社:検討中であり回答はできない。

組合:申5号2・3労働外時間での報告について、明らかにする考えはないとされたが理由は何か。

会社:会社が責任を持って検討している最中であり、明らかにして間口を広げて議論する必要はないと考えている。

組合:労働外時間での報告があったか無かったはどうか。

会社:明らかにしない。

組合:あったか無かったかくらい明らかにできるだろう。やましい事でもあるのか。労基署に行かれると不味いからか。

会社:明らかにしない。

組合:平行線だ。対立を確認する。

組合:組合の調べでは多くの労働外時間での報告が確認されている。労働外時間の報告に超勤を支払わないのは納得できない。

会社:そのような考えはない。

組合:労働外時間終了後1分は非現実的だ。

会社:やり方も含め検討している。

組合:労働時間外に作業させるのは問題だ。

会社:1分でできるのか検討している。

組合:労働外時間に報告しているのは社員が勝手にしているということで良いのか。

会社:結論を言えばそうであるが、労働時間内で報告するよう指導している。

組合:10分前から報告できると暗に労働外時間で報告するよう誘導しているではないか。

会社:10分前の理由は、システム上エラーを発生させないため設定したに過ぎない。

組合:CASTを立ち上げ直ぐに操作するとエラーになる事は知らないかと答えたのにどう言う事か。知っていたのか。確信犯だ。回答が信用できない。

会社:サーバー側のエラーについてである。CAST側のエラーは知らなかった。

組合:詭弁だ。現実に自主的という言葉で膨大なサービス労働がやらされている。労働時間内に扱った者にはペイせよ。

会社:1分でできるということでの試使用である。

組合:試使用も本運用もない。労働は労働だ。会社は社員にプロフェッショナルマインド2番、時間厳守を徹底しているが会社こそ守るべきだ。ノーワーク・ノーペイと言われたが、労働分の賃金支払いは当然だ。対立を確認する。

以上